

地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 将来目指すべき地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「市民病院」という。）のあり方を検討するに当たり、専門的な見地から幅広く意見を求めるため、地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、各委員からの意見を市長に報告するものとする。

- (1) 地域における市民病院の役割と位置付け
- (2) 市民病院の機能
- (3) 再整備の方向性
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民病院のあり方に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が選任する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療機関又は医療関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(座長の指名等)

第5条 市長は、委員の中から座長及び副座長を指名する。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 会議は、これを公開とする。ただし、座長は、会議の内容に明石市情報公開条例（平成14年条例第5号）第11条に規定する非公開情報が含まれるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 座長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に

対し、退場を命じることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和6年12月18日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(召集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に規定する事務が終了する日限り、その効力を失う。